

測定対象物質及び管理濃度

2020.11.1 現在

	物の種類	管理濃度	種類
1	土石,岩石,鉱物,金属または炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = \frac{3.0}{1.19Q+1}$ この式において,EおよびQは, それぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度(単位mg/m ³) Q 当該粉じんの遊離ケイ酸含有率(単	粉じん
2	アクリルアミド	0.1mg/m ³	第2類 特定化学物質
3	アクリロニトリル	2ppm	
4	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基 またはエチル基である物に限る。)	水銀として0.01mg/m ³	
4の2	エチルベンゼン	20ppm	
5	エチレンイミン	0.05ppm	
6	エチレンオキシド	1ppm	
7	塩化ビニル	2ppm	
8	塩素	0.5ppm	
9	塩素化ビフェニル(別名:PCB)	0.01mg/m ³	第1類 特定化学物質
9の2	オルト-トルイジン	1ppm	第2類 特定化学物質
9の3	オルト-フタロジニトリル	0.01mg/m ³	
10	カドミウムおよびその化合物	カドミウムとして0.05mg/m ³	
11	クロム酸およびその塩	クロムとして0.05mg/m ³	
11の2	クロロホルム	3ppm	
12	五酸化バナジウム	バナジウムとして0.03mg/m ³	
12の2	コバルトおよびその無機化合物	コバルトとして0.02mg/m ³	
13	コールタール	ベンゼン可溶性成分として0.2mg/m ³	
13の2	酸化プロピレン	2ppm	
13の3	三酸化ニアンチモン	アンチモンとして0.1mg/m ³	
14	シアン化カリウム	シアンとして3mg/m ³	
15	シアン化水素	3ppm	
16	シアン化ナトリウム	シアンとして3mg/m ³	
16の2	四塩化炭素	5ppm	
16の3	1,4-ジオキサン	10ppm	
16の4	1,2-ジクロロエタン(別名:二塩化エチレン)	10ppm	
17	3,3-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	0.005mg/m ³	
17の2	1,2-ジクロロプロパン	1ppm	
17の3	ジクロロメタン(別名:二塩化メチレン)	50ppm	
17の4	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)	0.1mg/m ³	
17の5	1,1-ジメチルヒドラジン	0.01ppm	
18	臭化メチル	1ppm	
19	重クロム酸およびその塩	クロムとして0.05mg/m ³	
20	水銀およびその無機化合物(硫化水銀を除く。)	水銀として0.025mg/m ³	
20の2	スチレン	20ppm	
20の3	1,1,2,2-テトラクロロエタン (別名 四塩化アセチレン)	1ppm	
20の4	テトラクロロエチレン(別名 パークロルエチレン)	25ppm	
20の5	トリクロロエチレン	10ppm	
21	トリレンジイソシアネート	0.005ppm	
21の2	ナフタレン	10ppm	
21の3	ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き,粉状の物に限る。)	ニッケルとして0.1mg/m ³	
22	ニッケルカルボニル	0.001ppm	
23	ニトログリコール	0.05ppm	

24	パラ-ニトロクロルベンゼン	0.6mg/m ³	
24の2	砒素およびその化合物 (アルシンおよび砒化ガリウムを除く。)	砒素として0.003mg/m ³	
25	弗(ふっ)化水素	0.5ppm	
26	ペータ-プロピオラクトン	0.5ppm	
27	ベリリウムおよびその化合物	ベリリウムとして0.001mg/m ³	第1類 特定化学物質
28	ベンゼン	1ppm	第2類 特定化学物質
28の2	ベンゾトリクロリド	0.05ppm	第1類 特定化学物質
29	ペンタクロルフェノール(別名 PCP)および そのナトリウム塩	ペンタクロルフェノールとして0.5mg/m ³	第2類 特定化学物質
29の2	ホルムアルデヒド	0.1ppm	
30	マンガンおよびその化合物	マンガンとして0.05mg/m ³	
30の2	メチルイソブチルケトン	20ppm	
31	沃(よう)化メチル	2ppm	
31の2	リフラクトリーセラミックファイバー	5μm以上の繊維として0.3本/cm ³	
32	硫化水素	1ppm	
33	硫酸ジメチル	0.1ppm	
33の2	石綿	5μm以上の繊維として0.15本/cm ³	石綿
34	鉛およびその化合物	鉛として0.05mg/m ³	鉛
35	アセトン	500ppm	第2種 有機溶剤
36	イソブチルアルコール	50ppm	
37	イソプロピルアルコール	200ppm	
38	イソペンチルアルコール (別名 イソアミルアルコール)	100ppm	
39	エチルエーテル	400ppm	
40	エチレングリコールモノエチルエーテル (別名 セロソルブ)	5ppm	
41	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名 セロソルブアセテート)	5ppm	
42	エチレングリコールモノノルマル-ブチルエーテル (別名 ブチルセロソルブ)	25ppm	
43	エチレングリコールモノメチルエーテル (別名 メチルセロソルブ)	0.1ppm	
44	オルト-ジクロルベンゼン	25ppm	
45	キシレン	50ppm	
46	クレゾール	5ppm	
47	クロルベンゼン	10ppm	
48	酢酸イソブチル	150ppm	
49	酢酸イソプロピル	100ppm	
50	酢酸イソペンチル(別名 酢酸イソアミル)	50ppm	
51	酢酸エチル	200ppm	
52	酢酸ノルマル-ブチル	150ppm	
53	酢酸ノルマル-プロピル	200ppm	
54	酢酸ノルマル-ペンチル (別名 酢酸ノルマル-アミル)	50ppm	
55	酢酸メチル	200ppm	
56	シクロヘキサノール	25ppm	
57	シクロヘキサノン	20ppm	
58	1,2-ジクロルエチレン(別名 二塩化アセチレン)	150ppm	第1種有機溶剤
59	N,N-ジメチルホルムアミド	10ppm	第2種 有機溶剤
60	テトラヒドロフラン	50ppm	
61	1,1,1-トリクロルエタン	200ppm	
62	トルエン	20ppm	
63	二硫化炭素	1ppm	第1種有機溶剤
64	ノルマルヘキサン	40ppm	
65	1-ブタノール	25ppm	

66	2-ブタノール	100ppm	第2種有機溶剤
67	メタノール	200ppm	
68	メチルエチルケトン	200ppm	
69	メチルシクロヘキサノール	50ppm	
70	メチルシクロヘキサノン	50ppm	
71	メチル-ノルマル-ブチルケトン	5ppm	第1類 特定化学物質
-	アルファ-ナフチルアミンおよびその塩	設定なし	
-	インジウム化合物	設定なし	第2類 特定化学物質
-	オーラミン	設定なし	
-	オルト-トリジンおよびその塩	設定なし	第1類 特定化学物質
-	クロロメチルメチルエーテル	設定なし	
-	ジアニシジンおよびその塩	設定なし	第1類 特定化学物質
-	ジクロルベンジジンおよびその塩	設定なし	
-	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	設定なし	第2類 特定化学物質
-	マゼンタ	設定なし	

※管理濃度については、25℃1気圧の時の空气中濃度となります。

令和2年の作業環境評価基準改正(令和2・4・22 厚生労働省告示第192号)により令和3年4月1日
 設定されます。またこれまで適用除外だった塩基性酸化マンガンが適用除外ではなくなります。
 なお令和3年3月31日までは、名称及び管理濃度は、
 マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。) マンガンとして0.2mg/m³となります。